

国際物流拠点産業集積地域における税制措置

趣旨

急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業や高機能型物流企業等の国際物流拠点産業の集積を図る。

地域範囲

糸満市、浦添市、宜野湾市、那覇市、豊見城市の一部、うるま・沖縄地区、南風原・八重瀬地区

措置概要

①所得控除（40%控除）

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

③特別償却

- ・償却割合：機械装置50%、建物等25% ※限度額あり
- ※取得下限額並びに県知事による認定及び主務大臣による確認については②と同様

④保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、関税の選択課税等）

- ・主務大臣による所要の認定を受けた場合に適用

⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

①、②、③は選択制

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。



対象事業

特定国際物流拠点産業（①所得控除）

製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業

国際物流拠点産業（②投資税額控除、③特別償却、⑤地方税）

卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点産業

※④保税地域に係る特例措置は特定の対象事業なし

適用期限

令和9年3月31日まで

※下線部は令和7年度税制改正における拡充等

国際物流拠点産業集積地域

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

宜野湾市(伊佐、大山、真志喜、宇地泊、大謝名)

浦添市(港川、牧港、城間、勢理客、西洲、伊奈武瀬、屋富祖、宮城、仲西、西原、字港川、字牧港、字城間、字屋富祖、字小湾、字宮城、字仲西)

那覇市(通堂町、東町、辻、久米、若狭、松山、前島、西、金城、赤嶺、高良、山下町、奥武山町、字小祿、宮城、具志、旭町、泉崎、久茂地、牧志、字安謝、安謝、泊、港町、曙、字天久、字上之屋、字鏡水、字安次嶺、字大嶺、字当間、字赤嶺、字高良、字宮城、字具志、住吉町、垣花町、天久、上之屋)

豊見城市(字瀬長、字与根、字豊崎、字田頭、字名嘉地、字伊良波、字座安、字渡橋名、字翁長、字長堂、字嘉数)

糸満市(字阿波根、西崎町、西崎、西川町、字糸満、字真栄里、字喜屋武、字兼城、字潮平、潮崎町、字伊敷、字福地、字伊原、字米須、字照屋、字座波、字賀数、字北波平、字武富)

うるま・沖縄地区 (池武当地区)

うるま・沖縄地区 (仲嶺・上江洲地区)

うるま・沖縄地区 (平安座地区)

うるま・沖縄地区 (中城湾港新港地区)

南風原・八重瀬地区 (字津嘉山、字照屋、字神里、 字友寄の一部)



※スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。